

岩手医科大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 岩手医科大学動物実験規程第4条1項に基づき、岩手医科大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(役割)

第2条 委員会は次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等及び本学動物実験規程に適合していることの審議
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
 - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
 - (5) 自己点検・評価に関すること。
 - (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。
- 2 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議に加わることはできない。
- 3 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 4 審議又は調査は、委員会の開催あるいは持ち回り委員会で行う。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、学長が任命する。

- (1) 動物研究センター長
 - (2) 医学部教授会より選任された教育職員 2名
 - (3) 歯学部教授会より選任された教育職員 2名
 - (4) 薬学部教授会より選出された教育職員 2名
 - (5) 看護学部教授会より選出された教育職員 1名
 - (6) 教養教育センター委員会より選出された教養教育センター教育職員 1名
 - (7) 実験動物医学研究部門の教育職員 1名
 - (8) その他学識経験を有する者 若干名
- 2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長をおき、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数で決する。但し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(担当事務)

第7条 委員会の事務は、事務局学務部が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃並びに委員会の運営に関する必要な事項は、当委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成3年10月16日から施行する。
2. 平成19年4月1日一部改正。
3. この規程は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年6月8日 一部改正)
4. この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年4月1日 一部改正)
5. この規程は、平成29年4月1日から施行する。